平成２３年（フ）第６１４３号
大阪市淀川区木川東３丁目８番４号　島ビル305号
破産者　水岡　雅晴
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９４号
大阪府藤井寺市小山３丁目257番地の１
破産者　野中　郁光
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３１号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―705号
破産者　酒のまえなかこと　前中　貞則
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６１号
大阪府豊中市上野西３丁目19番27号
破産者　小谷　　誠
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７０号
大阪市此花区高見３丁目12番14号
破産者　髙井　秀樹
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７６号
神戸市北区星和台２丁目87番地の９
破産者　檜下　幹夫
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１号
堺市南区御池台１丁27番３―110号
破産者　平岡　秀亮
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２号
大阪市大正区千島３丁目１番25―416号、開始決定時の住所大阪市大正区千島１丁目24番３号
破産者　鹿嶋　宏之
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８号
大阪府門真市江端町11番１―221号
破産者　横山　孝司
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目１番１―503号、住民票上の住所大阪市西淀川区御幣島２丁目10番10―203号　ＩＴＣ方
破産者　井関　晃年
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６号
大阪府東大阪市足代新町11番13号　302号、前住所大阪府東大阪市南上小阪６番37号
破産者　ラブリーふみこと　和三　文子
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８号
大阪府吹田市山田西３丁目52番Ｃ―714号
破産者　本多　幸生
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７３号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ８―504号
破産者　髙野　國夫
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２号
大阪府松原市三宅東５丁目1364番地の12
破産者　花澤　葉月（旧姓畑中）
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９７号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目９番16号、開始決定時の住所堺市西区津久野町２丁11番７号
破産者　和泉　政裕
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７２４号
堺市東区石原町４丁140番地　ディアコート108号、開始決定時の住所堺市東区日置荘西町７丁６番33号
破産者　海元　映暁
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７４９号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―502号
破産者　北浦　淑男
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０８号
堺市堺区中安井町２丁２番20号
破産者　ＡＺクリエイトこと　山本　勇一
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８号
堺市南区桃山台１丁５―３棟102号
破産者　東建こと　岸本東紀男
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係